⑵　金属鉱業鉱害防止積立金勘定は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第７条の規定に基づき、採掘権者又は租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金の受入れ、その管理・運用及び払渡しを行う勘定であり、当勘定では国民の負担に帰せられるコストは発生しないことから、行政サービス実施コスト計算書への計上はしておりません。

⑶　金属鉱業鉱害防止事業基金勘定は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条及び第13条の規定に基づき、採掘権者又は租鉱権者より鉱害防止事業基金拠出金を受入れ、その管理・運用を行うと共に、鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関に対し、運用で得る収入の範囲内でその費用の支払いを行う勘定であり、当勘定では国民の負担に帰せられるコストは発生しないことから、行政サービス実施コスト計算書への計上はしておりません。

５．リース取引関係

ファイナンス・リース取引における未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	214,365,983円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	193,020,752円
計	407,386,735円

重要性がないため貸借対照表上、短期と長期を区別しておりません。

６．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

１）金融商品に対する取組方針

当法人は、貸付事業及び出資事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、政府からの出資金並びに財政融資資金及び金融機関からの借入により資金を調達しております。

２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、主として国内外の法人等に対する貸付金等であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的及び政策推進目的で保有しております。これらは、それぞれ、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の債権管理及び信用リスクに関する内部管理諸規程に従い、各担当部署により管理を行っております。貸付金については、案件採択時、加えて毎期末等の定期的な評価時において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②　市場リスクの管理

(i)　金利リスクの管理

予め業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

(ii)　価格変動リスクの管理

各事業で保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された借入計画等に従って、資金調達を行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

重要性が乏しいものを除き、期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	116,790	116,790	—
⑵　有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的債券	46,443	47,007	563
②　その他有価証券	60,084	60,084	—
⑶　短期貸付金及び長期貸付金	29,891	30,433	542
⑷　民間備蓄融資事業貸付金	784,154	784,154	—
⑸　長期性預金	35,828	35,949	120
⑹　破産更生債権等	7,604		
貸倒引当金	－2,755		
	4,848	4,848	—
資産計	1,078,042	1,079,269	1,226
⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金	58,101	58,190	88
⑵　民間備蓄融資事業借入金	784,855	784,855	—
負債計	842,957	843,046	88

㈱　単位未満は切り捨て表示を行っております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　短期貸付金及び長期貸付金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、貸付金の種類及び内部格付け、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑷　民間備蓄融資事業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。